

平成28年度保稅事務研修
配布資料

参考資料 1 自主管理制度

直接管理

昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた。

貿易量の増大による官民事務量の増大



間接管理

- ◆ 昭和46年 自主管理のトライアル的導入
- ◆ 昭和47年 自主管理制度導入
- ◆ 平成4年 CP整備の指導開始
- ◆ 平成9年 完全自主管理体制に移行
- ◆ 平成12年 CP整備を基本通達化

社内管理規定
(CP= Compliance Program)

倉主等による自主的な外国貨物の管理

税関は許可時・許可期間更新時の審査、業務検査、保税取締りを通じて間接的に管理

《ひとこと解説》

保税制度における貨物管理は、その昔、貨物の搬入から搬出まで、すべて税関に届け出ていました。

しかしながら、貨物量の増加に伴い、倉主も税関も事務が多忙となってきたことから、まず、搬出入時の手続きを簡素化し、税関の直接的な貨物管理から、倉主による自主的な貨物管理体制への移行の取り組みが始まりました。

これが、昭和47年から始まった自主管理制度の導入で、その後、貨物管理に関する取り扱い、事務処理などが順次簡素化されていき、平成9年には完全自主管理体制となり、現在に至っています。

これに伴い、倉主は、保税業務が適正に処理されるよう、社内での規則を定めるものとして、社内管理規定(CP)の整備が義務付けられ、平成12年に基本通達化されました。

資料1. 自主管理制度

税関業務

保税地域被許可者の手続

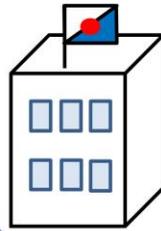
① 手続



② 許可



保税地域



税関

③ 検査



③

適正な貨物管理ができていないか帳簿等を検査する。

④

貨物そのものや貨物管理状況についての取締りを行う。

⑤

保税地域被許可者に関税法違反等があった場合、許可取消し等の処分を行うことができる。

⑤ 許可取消



④ 取締



⑥

廃業届



自主管理

記帳義務
(関税法第34条の2等)

自主管理制度を支える
2本の柱

倉主責任
(関税法第45条)

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入・取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳する義務がある。

管理している外国貨物が亡失・滅却した場合、当該貨物にかかる関税の納付義務が課される

《ひとこと解説》

こちらのイラストは保税蔵置場をイメージしたのですが、自主管理制度のもとでは、保税地域における外国貨物の出し入れや取り扱いについての「記帳義務」、保税地域内で貨物が亡失した際には倉主から関税を徴収する「倉主責任」を関税法で定めています。では、税関はといいますと、各倉主が貨物管理を適正に行っているかを確認するために、定期的に帳簿の検査や貨物の取り締まりなどを行っています。

自主管理

税関は倉主の皆様が、関税関係法規のルールを遵守するという信頼感を持ち、外国貨物等の保税手続上の管理が自主的かつ的確に行われることを期待

自己の責任を自覚し、ルール（法令やCP）に従い、自主的に処理を行う。



税関



倉主



お互いの信頼・協力関係が大事！

《ひとこと解説》

自主管理制度は、税関、倉主双方の信頼、協力なしでは成り立ちません。適正、かつ円滑な保税業務を行うために、良い関係を築いていくことが大事です。